

働く世代のフレイル予防推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、働く世代のフレイル予防推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、働く世代に対する職場でのフレイル予防の取組を支援する仕組みを構築することにより、生涯にわたる健康づくりを促し、もって県民の健康寿命の延伸を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う職能団体（資格を必要とする職業ごとに組織された非営利団体をいう。以下同じ。）及び専門職員の派遣が可能な非営利団体等で県知事が認める者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）から、当該事業に伴う収入（本補助金を除く。）を控除した額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第4欄に定める額を上限とし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額。）以下とする。

3 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。

4 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、福祉保健部健康医療局健康政策課長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第5欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ実施要領に定める様式第1号、第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行し、令和6年度事業から適用する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	職能団体及び専門職員の派遣が可能な非営利団体等で県知事が認める者が県内事業所向けに実施する、運動、栄養、口腔ケア等のフレイル予防の実践を促す健康講座等（有償・無償は問わない） ただし、保険者が被保険者に対して実施する保健事業及び保健指導実施機関等が保健指導として実施する事業は除く。
2 補助対象経費	補助事業を実施するために必要と県が認める次に掲げる経費 （1）賃金、報償費 講師及び運営スタッフへの支給を対象とし、謝金は一人当たり12,000円/回を上限とする。 （2）旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等 実費とし、備品購入費は対象外とする。
3 補助率	10/10以内
4 補助上限額	（1）補助事業の実施回数が年26回以上 1,000千円 （2）補助事業の実施回数が年25回以下 500千円
5 重要な変更	（1）本補助金の増額を伴う変更 （2）事業の内容に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

年度働く世代のフレイル予防推進事業計画（報告）書

1 申請者

団体名		
代表者名		
担当者名		
連絡先	(電話番号)	(電子メール)

2 事業の概要

(1) 事業目的

(2) 事業内容

(3) 実施体制

(4) 実施期間
令和 年 月～令和 年 月

(5) 実施（想定）回数
回

(6) 参加（想定）人数
人

(7) 実施内容（実績報告時のみ）

	実施日	実施者名	対象事業所（者）名	参加人数	備考
1					
2					
3					

(8) その他参考となる事項

(9) 他の補助金の活用の有無（ 有 ・ 無 ）
※有の場合、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先を記載すること

(10) 消費税の取扱い（次のいずれかに○をしてください）
（ ）①免税事業者
（ ）②簡易課税事業者（確定申告月： 月申告）
（ ）③特定収入割合が 5 %超の公益法人等
（ ）④上記のいずれでもない

【補助対象経費における消費税の取扱い及び添付（追加提出）資料】

区分	消費税の取扱い	添付（追加提出）資料
①	消費税額を補助対象経費に含めて	補助事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写

	算定基準額を算出すること	し（税務署の収受印等のあるもの）及び決算書等、免税事業者であることを確認できる資料
②		補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの） ※確定申告が当該補助金の交付申請日以降の場合は確定申告後、速やかに提出すること
③		特定収入の割合を確認できる資料
④	消費税額を補助対象経費に含めず算定基準額を算出すること	なし

年度働く世代のフレイル予防推進事業収支予算（決算）書

1 収入 (単位：円)

区分	予算額	決算額	差引増減額	内訳
合計				

※収入の内容を具体的（補助金、謝金等）に記載すること

2 支出 (単位：円)

区分	予算額	決算額	差引増減額	内訳
報償費				
旅費				
需用費				
消耗品費				
食糧費				
印刷製本費				
役務費				
通信運搬費				
広告料				
手数料				
保険料				
使用料及び賃借料				
その他				
合計				

※内訳欄に支出経費を具体的に記載すること